

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和 7 年 6 月 27 日
大 阪 府

契約保証及び前払金保証に係る保証証書 の電子化について（一部変更）

契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）、履行保証に係る保証証書等について、保証証書等の電子化（電子保証）による提出を可能とするお知らせを令和 6 年 11 月 29 日付けで行いました。

この度、保険会社が発行する公共工事履行保証証券、履行保証保険証券の場合に、PDF 方式で発行された保険証券・保証証券を電子メールで受注者から発注者に提出する方法とする暫定措置の期間を以下のとおり変更しますのでお知らせします。

暫定措置期間 令和 8 年 4 月 30 日まで
（変更前の暫定措置期間 令和 7 年 6 月 30 日まで）

○理由

総務省自治行政局行政課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の IT 化の推進について」の一部改正について」（令和 7 年 6 月 20 日付け総行行第 302 号国不入企第 21 号）の通知があったため。

○参考

[令和 6 年 11 月 29 日付けのお知らせ](#)

担当	総務部契約局
	総務委託物品課 企画・システム G（5375） 委託役務 G（5346）
	建設工事課 建築入札 G（6562・5386） 土木入札 G（5336・5358）